

# 日本青年国際交流機構自主活動サポート助成金制度 規 定

制 定 平成 23 年 4 月 16 日

内閣府(総務庁・総理府)青年国際交流事業並びに地方公共団体が実施した国際交流事業既参加者の経験や知識、情報、アイデアを活かして、社会に貢献できる活動の実行を促進することによって、日本青年国際交流機構(以下「IYEO」という。)の人的活力を社会に提供するとともに、団体としての活動の活性化を図るため、本助成金制度を創設する。

## (対 象 者)

第1条 本助成金制度の対象となる者は、都道府県 I Y E O 及び I Y E O 会員で構成されるグループを基本とする。

## (選考及び申請)

第2条 本助成金制度の対象活動の選考にあたっては、別途に定める選考規準にしたがって、対象活動及びその助成金の額を幹事会で決定し全国推進会議にこれを報告する。

2 都道府県 I Y E O 事業として当該会長名で申請の際は、併せて所属ブロック幹事の推薦も必要とする。

3 I Y E O 会員で構成されるグループとして当該代表者名で申請の際は、申請された活動に直接かかわっていない I Y E O 会員等 2 名の推薦人を必要とする。

4 助成金の額は、予算総額の 7 割を限度とし、その額の上限は 1 0 万円とする。

5 その他選考基準については別に定める。

## (実施及び報告)

第3条 第 2 条第 1 項に基づき決定された対象活動の決定通知及びその助成金の交付を行うにあたっては、I Y E O 会長名によって行う。

2 助成金は、活動報告書が提出され、実施内容を確認した後に交付する。ただし、活動内容によっては、必要に応じて、概算払もできることとする。

3 助成金対象活動の報告については、全国大会、ブロック大会等及び I Y E O ホームページで行う。

## 日本青年国際交流機構自主活動サポート助成金制度 選考基準

自主活動サポート助成金制度の選考は、日本青年国際交流機構（以下「IYEO」という。）幹事会で行い、その選考基準は、以下による。

### （活動内容）

第1条 本助成金制度の対象となる活動は、IYEO活動方針に沿った活動とし、次の項目に一つ以上、当てはまるものとする。

- ① 地域の国際化及び活性化に資する活動
- ② 国際交流及び国際協力に資する活動
- ③ 青少年及び次世代の育成に資する活動
- ④ その他幹事会が認めた内容の活動

2 本助成金制度の対象となる活動は、広く一般を対象とする活動であることを条件とする。

### （申請者の条件）

第2条 本助成金制度の申請は、以下のいずれかの主催で行うことを条件とする。

- ① 都道府県IYEOが主催するもの。
- ② 会員で構成するグループが主催するもの。かつ、決定に際して、IYEOが共催者となることを了承することを条件とする。

### （申請者の除外）

第3条 次の項目に該当する者は、本助成金制度の申請から除外する。

- ① 公序良俗に反する行為があった者が構成員となっている場合
- ② 内閣府青年国際交流事業及び国や地方公共団体が構成団体となっている場合

### （助成対象）

第4条 助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

- ① 消耗品費（筆記具、用紙など）
- ② 印刷費（案内チラシ、報告書作成など）
- ③ 借料及び損料（会場、車両、機材等）
- ④ 通信費（郵送費等）、交通費
- ⑤ 保険料（ボランティア保険等かけ金）
- ⑥ 報償費（講師の謝金等）
- ⑦ プログラム上必要不可欠な食糧費（料理教室など）
- ⑧ その他選考委員会で認められたもの

助成の対象とならない経費は、次のとおりとする。

- ① 講師、スタッフ、参加者の飲食代
- ② 有償ボランティアの日当
- ③ その他選考委員会で相応しくないと認めたもの

(申請書類)

第5条 本助成金制度の申請にあたっては、「チャレンジ・ファンド」申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、IYEO会長に申請しなければならない。

- ① 活動企画書、予算書、推薦書
- ② 団体概要書類(「自主活動サポート助成金制度における実施手順」参照)
- ③ その他必要と認める書類、資料

(実績報告)

第6条 本助成金制度の報告にあたっては、「チャレンジ・ファンド」報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ① 第三者による活動評価書
- ② 活動に際して作成した広報資料並びに当日配布資料
- ③ 補助対象経費に係る領収書等の写し

平成 23 年 4 月 16 日制定

平成 26 年 2 月 16 日改定

## 自主活動サポート助成金制度における実施手順

日本青年国際交流機「自主活動サポート助成金制度」による助成金交付が実施される際は、「自主活動サポート助成金制度」規定及び選考基準に従って実行されるが、その実施の手順は以下のとおりとする。

1. 申請締切：当該年度 5 月以降実施の活動は前年度 3 月末までに、11 月以降実施の活動については 8 月末までに必要書類を事務局に提出する。メールによる申請を基本とする。
2. 申請書類： 所定の申請書（「チャレンジ・ファンド」申請書（様式第 1 号））
  - ① 活動企画書、予算書、推薦書
  - ② 団体概要書類  
定款、規約、会則等またはグループ内の運営規則  
役員名簿又は会員名簿  
当該年度の活動計画書  
前年度の活動報告書  
前年度の収支決算書 等
  - ③ その他必要と認める書類、資料
2. 対象活動の決定：提出された書類に基づき、5 月以降実施の活動は 4 月の幹事会にて、11 月以降実施の活動は 9 月に開催される幹事会にて決定する。申請者は、年度末までに活動を終えること。報告書による確認を持って実行する。その選考決定並びに実施内容は、全国推進会議に報告する。
3. 活動報告：対象活動終了後、速やかに必要書類を事務局に提出する。申請者は全国大会、ブロック大会等にて、活動の展示発表を実施することを基本にするが、活動内容によっては、幹事会の推薦によって発表の場を設けることとする。
4. 報告書類： 所定の報告書（「チャレンジ・ファンド」報告書（様式第 2 号））
  - ① 第三者による活動評価書
  - ② 活動に際して作成した広報資料並びに当日配布資料
  - ③ 補助対象経費に係る領収書等の写し